

第4次滑川市生涯いきいき食育推進計画

滑 川 市

はじめに



「食育」は生きる上での基本であり、食育基本法では教育の三本の柱である知育・徳育・体育を支える基礎となるべきものとして位置付けられています。

また、「食」は、私たち人間が生きていくために欠かすことのできない命の源です。

しかしながら、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進んでおり、エネルギーや塩分等の過剰摂取や、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食欠食等といった不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向といった健康問題を引き起こしたりしています。

このような中、市では令和3年6月に策定した「第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画」に基づき、「《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進」を基本理念に、乳幼児期、小学校低学年での指導に力を入れ、正しい食習慣が身につくように推進してまいりました。

その結果、幼児期から学齢期における食育の学びの機会の拡充、成人を対象とした食育推進、そしてメタボリックシンドローム該当者の減少など、「食」を通じた健康増進の成果が見られました。一方で、主食・主菜・副菜（汁物）の揃ったバランスのとれた食事を実践する人の割合が学齢期、思春期で低下していることや、魚離れといった問題が依然として解決に至っていない状況です。

これらのことから、食育のさらなる市民への浸透を目的とし、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第4次滑川市生涯いきいき食育推進計画」を策定いたしました。第3次計画の基本理念を引き継ぎ、『元気な子どもの育成』『健康で長生きできる人生』『地域の活性化』の3つを推進目標に掲げ、これまで成果のあった取組内容を継続するとともに、発展的な取り組みも折り込むことで、市民の具体的な食生活改善への取り組みにつなげたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました滑川市食育推進会議の皆様、各種団体をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見ご提言をいただきました市民の皆様やご尽力いただきました多くの方々にご心よりお礼を申し上げます。

令和8年4月

滑川市長 水野 達夫

目次

第1章 食育推進計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 … 1
- 2 計画の位置付け … 2
- 3 計画の期間 … 2
- 4 計画の基本的な考え方 … 3
- 5 第3次計画の成果と課題 … 4

第2章 食をめぐる現状と課題

- 1 食に関する現状 … 7
- 2 ライフステージ別の食生活等における現状と課題 … 8
- 3 各食育推進関係部署における現状と課題 … 15

第3章 計画の基本的な考え方と方向性

- 1 食育キーワード「なめりかわ」と市民行動目標 … 22
- 2 滑川市生涯いきいき食育推進計画体系図 … 23
- 3 第4次計画における推進目標 … 24
- 4 基本的施策と具体的な取り組み … 25
- 5 食の安全・安心 … 29
- 6 重点的に取り組む事業 … 30
- 7 施策を推進するための指標 … 31
- 8 食育推進関係者の役割 … 33

第4章 計画の推進方法

- ・ 計画の進行管理・評価 … 35

資料編

第1章 食育推進計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成17年6月に制定された食育基本法において、「食育」は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」としています。特に、子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培うために極めて重要であるとしています。

しかしながら、近年、食をめぐる環境は大きく変化しており、市においても様々な問題を抱えています。地域では、少子高齢化や世帯構造の変化が進むなかで、健康寿命の延伸や生活習慣病予防に対応した健康づくりが重要課題となっています。また、栄養バランスに配慮した食生活の実践が求められる一方、暮らしの多様化や外食・中食の機会の増加といった食生活の変化により、健康的な生活の維持が難しくなる場面も増えています。

このような状況の中、市民一人ひとりが「食」に関する正しい知識を持ち、「何を」「どのように食べるか」といった健全な食のあり方について考えることの重要性が高まっています。

市では、「第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画」（令和3年～令和7年）に基づき、食育施策を推進してきました。社会情勢の変化や市の食育の現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、地域の新たな課題に対応するため、「第4次滑川市生涯いきいき食育推進計画」を策定し、引き続き総合的な食育施策の推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村計画であるとともに6次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）第41条に基づく地域の農産物の利用促進についての計画として位置付けるとともに、滑川市食育推進条例第7条に基づく計画です。

また、本計画は、第5次滑川市総合計画、その他本市の関連計画などと整合性を図りながら実施します。

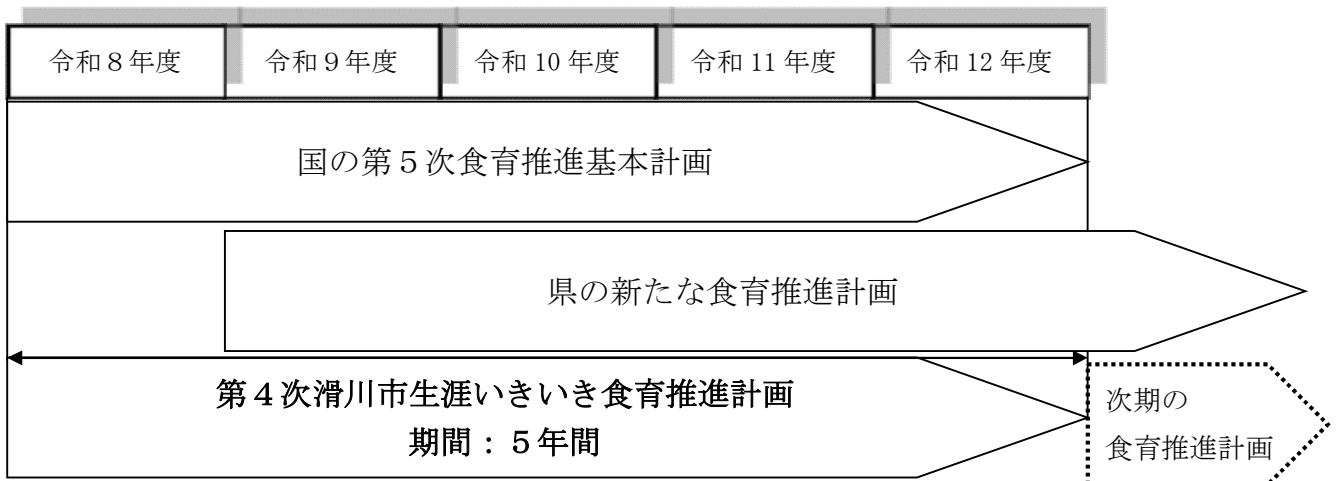
（関連計画）

食育基本法・第5次食育推進基本計画	（令和8年度～令和12年度）
第4期富山県食育推進計画	（令和4年度～令和8年度）
第3期滑川市子ども・子育て支援事業計画	（令和7年度～令和11年度）
第5次滑川市総合計画後期基本計画	（令和8年度～令和12年度）
なめりかわヘルスアップ21推進計画（第3次）	（令和6年度～令和17年度）

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までを計画期間として定めます。

なお、本計画は毎年、計画の進捗状況を点検し、その過程で必要に応じて見直しも随時行うこととします。



4 計画の基本的な考え方

第5次滑川市総合計画の将来ビジョン「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く滑川」を目指し、市民一人ひとりが健康の重要性を認識し、すべてのライフステージでこころとからだの健康保持・増進に取り組むとともに、行政・各種団体・関係機関が連携・協力し、個人の健康づくりを推進します。

基本目標

『《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進』

滑川市では、食育を推進するにあたって基本理念のメインテーマを「《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進」と定め、その達成を図るため7つの基本理念により食育を推進しています。

基本理念

- (1) 生涯にわたる健全な食生活の実現
- (2) 自然の恩恵や人々の活動に対する感謝の念の醸成
- (3) 地域の特性に応じた食育推進活動の実施
- (4) 子どもたちに対する食への積極的な取り組み
- (5) 食に対する様々な体験活動の実践
- (6) 日本の食文化や地域性を生かした食生活への配慮と地産地消の推進
- (7) 食の安全性に関する情報提供

全ての市民や事業者がこの基本理念や自らの役割を理解するとともに、共通の目標を掲げて取り組んでいく必要があります。市民にとってわかりやすく取り組みやすい3つの推進目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

3つの推進目標

- (1) 元気な子どもの育成 ……早寝・早起き・朝ごはんと食習慣の充実
- (2) 健康で長生きできる人生 ……食生活改善からの健康寿命延伸
- (3) 地域の活性化 ……食を通じた地域交流の促進

SDGsとの関係

本計画に掲げる施策は、SDGsの目標「3. すべての人に健康と福祉を」「12. つくる責任つかう責任」につながる、SDGsに資する取り組み内容となっています。

5 第3次計画の成果と課題

令和3年6月に第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画を策定し「元気な子どもの育成（早寝早起き朝ごはんと食習慣の充実）」「健康で長生きできる人生（食生活の改善からの健康寿命延伸）」「地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）」の3つの推進目標を定め、その達成に向けて取り組む指標を掲げて活発に食育推進事業を展開してまいりました。

各推進目標の達成状況は以下のとおりとなっています。

【 目標達成…☆、好転傾向…○、成果不十分…△ で表記 】

(1) 「元気な子どもの育成（早寝早起き朝ごはんと食習慣の充実）」

- 主食・主菜・副菜（汁物）のそろったバランスのとれた食事の実践者の割合が乳幼児期で上昇した。
- △ 主食・主菜・副菜（汁物）のそろったバランスのとれた食事の実践者の割合が学齢期・思春期で低下した。
- △ 家庭における魚（加工品以外）の摂取回数（3日以上/週）が低下した。
- △ 家族全員で夕食を摂る小学生・中学生の割合が低下した。

(2) 「健康で長生きできる人生（食生活改善からの健康寿命延伸）」

- メタボリックシンドロームの該当者割合が維持・低下した。
- △ II度高血圧者以上割合は上昇した。
- △ 家庭で食育実践する人の割合は青年期・壮年期・高齢期で低下した。

(3) 「地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）」

- ひかる市の利用者数は増加した。
- ☆ 郷土料理の普及啓発事業は目標どおり実施した。
- △ 学校給食地場産食材使用率は低下した。

第3次計画に基づくさまざまな取り組みの結果、幼児期から学齢期における食育の学びの機会の拡充、成人を対象とした食育推進、そしてメタボリックシンドローム該当者の減少など、「食」を通じた健康増進においては成果が見られました。一方で、主食・主菜・副菜（汁物）の揃ったバランスのとれた食事を実践する人の割合が学齢期・思春期で低下していることや、魚離れといった問題が依然として解決に至っていない状況です。これらは、第4次計画においても具体的な取り組みとして掲げ、引き続きその解決に取り組む必要があると考えられます。

数値指標の達成状況

(1) 元気な子どもの育成（早寝早起き朝ごはんと食習慣の充実）

項目	令和2年度 策定時	令和7年度 現状値	令和7年度 目標値	評価
主食・主菜・副菜(汁物)のそろったバランスのとれた食事内容の実践				
乳幼児期	31%	36%	50%以上	○
学齢期	29%	24%	50%以上	△
思春期	27%	22%	50%以上	△
家庭における魚(加工品以外)の摂食回数(3日以上/週)				
小学生	44%	33%	50%以上	△
中学生	49%	30%	50%以上	△
家族全員で夕食を摂る割合				
小学生	61%	50%	60%以上	△
中学生	61%	45%	60%以上	△

(2) 健康で長生きできる人生（食生活改善からの健康寿命延伸）

項目	令和2年度 策定時	令和7年度 現状値	令和7年度 目標値	評価
メタボリックシンドロームの該当者割合の減少(国保特定健診結果)				
男性	34%(暫定値)	34.0%(R5)	32%	△
女性	15%(暫定値)	14.4%(R5)	13%	○
Ⅱ度高血圧(160mmHg/100mmHg)以上者の割合の減少(国保特定健診結果)				
壮年期～高齢期	7%	8.8%	5%	△
家庭で食育実践する人の増加				
青年期	58%	47%	70%以上	△
壮年期	75%	57%	70%以上	△
高齢期	99%	90%	100%に近づける	△

(3) 地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）

項目	令和2年度 策定時	令和7年度 現状値	令和7年度 目標値	評価
家庭における地産地消の推進				
ひかる市の 利用者数の増加	4,965 人 (R1)	5,796 人 (R6)	6,500 人	○
食品ロス削減事業及び郷土料理普及推進による地域交流の強化				
食品ロス削減事 業及び郷土料理 普及啓発事業の 開催	33 回 (食品ロス削減3回)	47 回(R6) (食品ロス削減5回)	45 回 (食品ロス削減 10 回)	☆
学校給食地場産食材使用率の維持向上				
滑川産野菜 使用率	63%	47.3%(R6)	65%	△

「評価」欄

目標達成…☆、好転傾向…○、成果不十分…△

第2章 食をめぐる現状と課題

1 食に関する現状

社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化により、次のような「食」に関する様々な問題が生じています。

- (1) 成人男性の肥満、若い女性の^{そうしん}瘦身
- (2) 生活習慣病の増加、高齢者の低栄養
- (3) 単独世帯や共働き世帯の増加による孤食増加
- (4) 食に関する情報の氾濫
- (5) デジタルメディアとの接触時間増加による食生活への影響
- (6) 食の海外への依存や食糧問題
- (7) 食品ロスの増大

本計画では、このような食に関する問題について、生涯を通じて切れ目なく、解決に向けて取り組むことで「将来にわたり健康でいきいきとした市民生活の実現に寄与する」（滑川市食育推進条例第1条）ことを目的としています。その達成に向け、それぞれのライフステージで直面している問題を的確に理解し、市民一人ひとりの食育実践につなげるため、以下のライフステージの設定に基づき活発に事業を展開します。

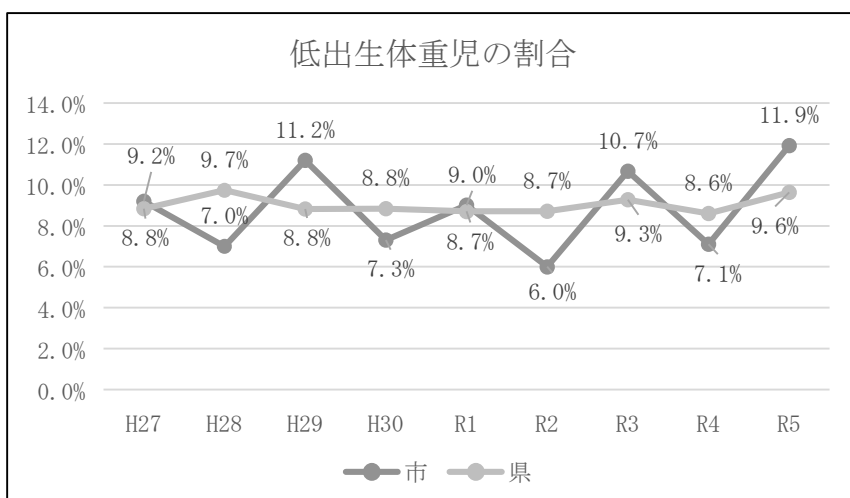
ライフ ス テ ー ジ	区 分	年齢の目安
	妊娠期・授乳期	妊娠・授乳期間内
	乳 幼 児 期	0～5歳
	学 齢 期	6～12歳
	思 春 期	13～18歳
	青 年 期	19～35歳
	壮 年 期	36～64歳
	高 齢 期	65歳～

2 ライフステージ別の食生活等における現状と課題

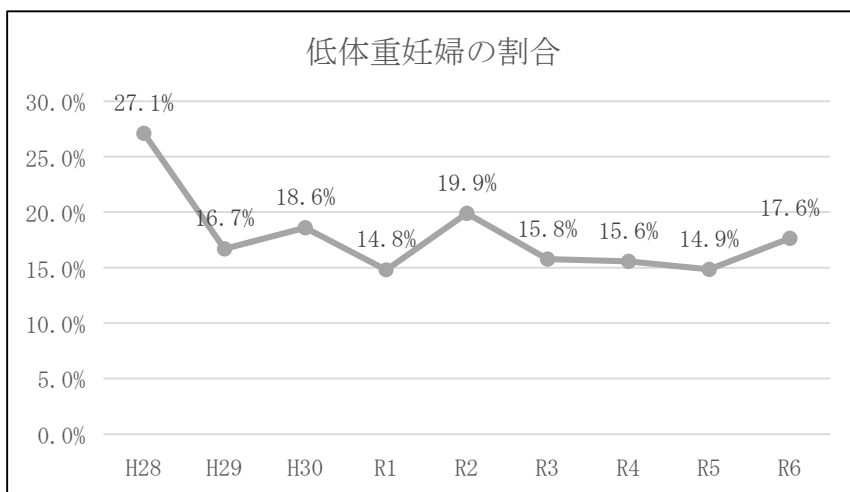
(1) 妊娠期・授乳期

若い女性、なかでも妊婦の極端な低体重（BMI 18.5 未満）は、低出生体重児（出生体重 2,500g 未満）の要因になるといわれており、低出生体重児は、将来的に生活習慣病の発症リスクが高いとされています。

妊婦が妊娠を継続し、子どもを安全に出産するためには体重管理が重要となります。令和5年度の市の低出生体重児の割合は11.9%であり、県平均の9.6%よりも高くなっています。令和6年度の市の低体重妊婦割合は17.6%であり、平成28年度以降低下傾向にありましたが、令和6年度は前年度比で2.7ポイント上昇しています。



※人口動態統計より



※市妊娠届出証明書より

(2) 乳 幼 児 期

◆乳幼児の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和7年3月から6月

対 象：1歳6か月児健診及び3歳児健診の対象者の保護者
（1歳6か月児と3歳児合同集計）

回答者数：140人

教育現場や家庭では、子どもの朝食欠食や食事内容が問題視されています。特に、朝食を欠食することで昼食や夕食の食事摂取量が過剰となり、結果的に過食につながるほか、栄養バランスの低下につながる事が指摘されています。このことは、生活習慣病の発症リスクを高める要因ともなり得ます。また、朝食を摂らない子どもには、疲労感やイライラといった不調を感じる割合が高い傾向があるといわれており、幼少期からの「朝食を摂る習慣づくり」の重要性が認識されています。

滑川市においては、乳幼児期の朝食欠食率は比較的低い水準を維持しているものの、朝食の内容面では改善が必要と考えられます。アンケートの結果では、「主食・主菜・副菜（汁物）のそろった栄養バランスの取れた朝食」を摂っている子どもは36.0%にとどまっています。さらに生活状況を見てみると、子どもの就寝時間に関して「20時～21時」が最も多く42.0%を占め、次いで「21時～22時」が41.0%「22時以降」になるケースが11.0%となっています。幼児期の就寝時間において目安とされる「21時まで」に就寝する子どもの割合は、全体の48.0%に過ぎない状況です。

表1 1歳6か月児健診及び3歳児の朝食、就寝に関するデータ

	R2	R5	R7
朝食を毎日摂っている児の割合	96.0%	96.0%	98.5%
主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂っている児の割合	31.0%	28.0%	36.0%
子どもの就寝時間が「21時まで」の児の割合	34.0%	-	48.0%

(3) 学 齢 期（小学生）・思 春 期（中学生・高校生）

◆学齢期・思春期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和7年5月

対 象：市内7小学校2年生・5年生、市内2中学校2年生
滑川高校2年生

回答者数：857人

調査結果から、朝食の欠食率は年齢が高くなるほど上昇する傾向が見られます。朝食を食べない理由としては、「時間がない」という回答が最も多く、次に「食欲がわからない」という理由があげられます。

朝食の内容については、「主食・主菜・副菜（汁物）がそろった栄養バランスの取れた朝食」を摂る人の割合は学齢期・思春期ともに低下しています。この結果から、朝食を摂ることは一定程度習慣化されているものの、その内容に問題があると考えられます。そのため、調理に要する手間・時間の負担を軽減できる「バランスが取れたお手軽時短朝食メニュー」などを切り口として、バランスの取れた朝食の重要性について保護者や児童・生徒へ啓発する必要性が高まっています。

加えて、家庭内での魚の摂食状況については、「週3日以上魚を食べている人の割合」が学齢期、思春期ともに減少傾向にあります。魚は成長期における重要な栄養素の供給源であるため、魚の摂食回数を増やすための具体的な啓発活動を行い、家庭での摂食促進を図ることが求められます。

さらに、食事を1人で摂る「孤食」の問題にも目を向ける必要があります。特に学童期から思春期にかけて孤食が増加する傾向があり、食事の時間がコミュニケーションの場として十分活用されていない可能性が高くなっています。孤食は食べる意識や楽しみ、質に影響を与えるだけでなく、栄養バランスの偏りにもつながることが指摘されています。そのため、家族全員で食卓を囲むことの重要性を広く啓発し、家族での共同調理や団らんの時間が増えるような取り組みを展開することが必要です。

表2 学齢期及び思春期の朝食、魚の摂食に関するデータ

	R2	R5	R7
朝食を毎日摂る人の割合（学齢期）	84.0%	84.0%	87.0%
朝食を毎日摂る人の割合（思春期）	88.4%	84.7%	81.5%
主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂っている人の割合（学童期）	29.0%	25.0%	24.0%
主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂っている人の割合（思春期）	27.0%	26.0%	22.0%
家庭における魚の摂食回数が週3日以上の人割合（学齢期）	44.0%	33.0%	33.0%
家庭における魚の摂食回数が週3日以上の人割合（思春期）	49.0%	44.0%	30.0%
家族全員で夕食を摂る割合（学齢期）	61.0%	54.0%	50.0%
家族全員で夕食を摂る割合（思春期）	61.0%	48.0%	45.0%

（4）青年期

◆青年期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和7年5月

対象：富山医療福祉専門学校学生

回答者数：55人

調査結果から「朝食を毎日摂る」と回答した人の割合は、策定時と比べて維持されています。しかし、朝食の内容に関しては、「主食・主菜・副菜（汁物）」がそろった栄養バランスの取れた朝食を摂る割合は低下しており、学齢期や思春期に見られる状況と同様に、課題が残る結果となりました。

「食育を実践している人の割合」に関しては、「実践している」「ときどき実践している」と回答した人が47.0%に留まっています。

これらの状況を踏まえ、朝食やバランスの取れた食事に関する情報の提供など食への関心を高めるための事業をさらに展開します。また、令和6年国民健康・栄養調査結果の概要によると、青年期における鉄及びカルシウムの摂取量は推奨量を大きく下回っていることが明らかになっています。この背景を踏まえ、不足しがちな鉄分やカルシウムの摂取を促進するなど、栄養バランスの取れた食生活の普及啓発を強化する必要があります。

表3 青年期の朝食、食育に関するデータ

	R2	R5	R7
朝食を毎日摂る人の割合	78.0%	72.0%	78.0%
主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂っている人の割合	25.0%	12.0%	9.6%
食育を実践している人の割合	58.0%	44.0%	47.0%

(5) 壮年期

◆壮年期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和7年5月

対 象：市内事業所従業員及び市内小学校保護者

回答者数：313人

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は、良好な栄養素摂取量、栄養状態につながることを報告されています。

アンケートの結果によると、「主食・主菜・副菜がそろった朝食を摂っている人」の割合は28.0%となっており、その割合は低下傾向にあります。主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂れるよう働きかけていく必要があります。

また、「食育を実践している人の割合」に関しては、「実践している」「ときどき実践している」と回答した人が47.0%となっています。

表4 壮年期の朝食、食育に関するデータ

	R2	R5	R7
主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂っている人の割合	41.6%	28.0%	28.0%
食育を実践している人の割合	75.0%	44.0%	47.0%

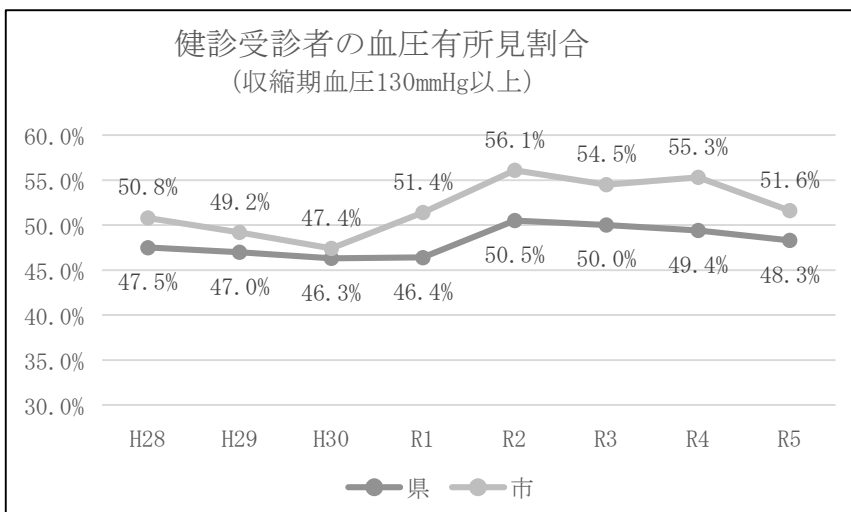
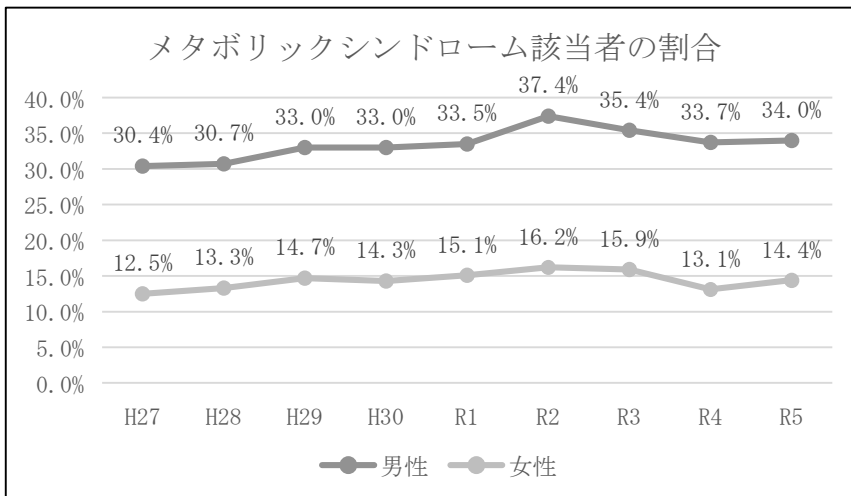
◆壮年期の身体状況

メタボリックシンドロームは、主要な生活習慣病や健康状態との関連が強い指標とされています。滑川市国民健康保険加入者による特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム該当者割合は、男性では令和2年度の37.4%をピークに低下傾向にあります。女性は、令和5年度が14.4%と横ばい傾向にあります。

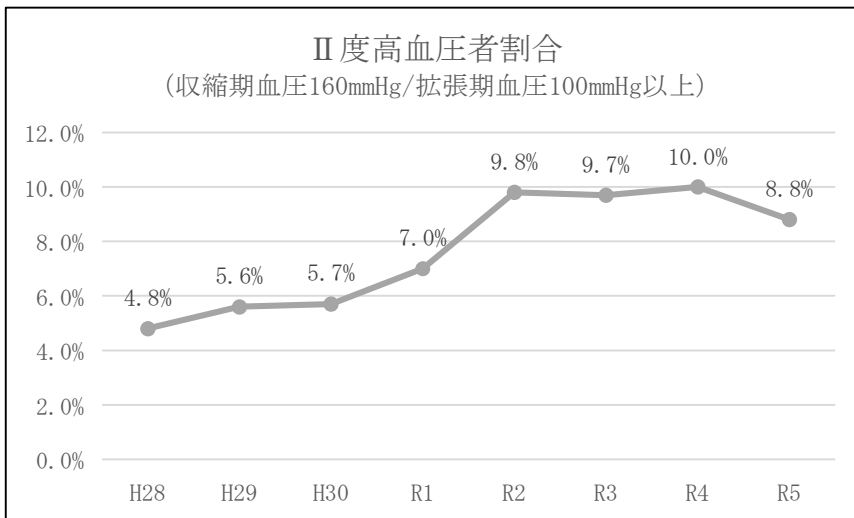
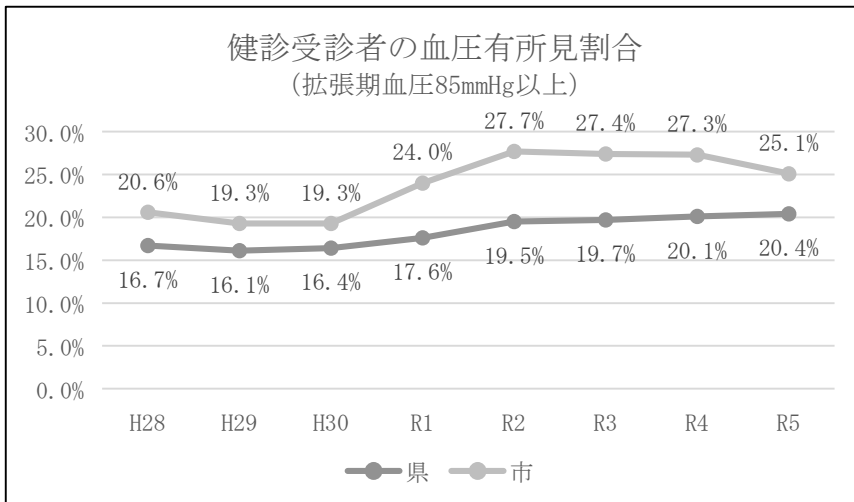
また、血圧の有所見（130/85mmHg以上）状況をみると収縮期血圧、拡張期血圧ともに県平均と比べて高くなっています。高血圧は、血管内皮が傷つき、動脈硬化を進め、微細な血管が密集している脳・心臓・腎臓に影響を及ぼします。

特に重症化しやすいⅡ度高血圧（160mmHg/100mmHg）以上の割合は、8.8%であり、令和2年度以降高どまり傾向が続いています。

脳・心臓・腎臓を守るためにも、高血圧の発症につながるとされる肥満や塩分過剰、野菜不足等に気をつけることが重要です。



※市国保特定健診結果より



※市国保特定健診結果より

(6) 高齢期

◆高齢期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和7年5月

対象：介護予防事業等の参加者

回答者数：125人

調査結果から「朝食を毎日摂る」と回答した人の割合は、策定時と比べて横ばいとなっています。朝食の内容に関しては、「主食・主菜・副菜（汁物）」がそろった栄養バランスの取れた朝食を摂る割合は低下しています。

また、「食育を実践している人の割合」に関しては、「実践している」「ときどき実践している」と回答した人が90.0%と、策定時の99.0%からは低下しています。

高齢期は加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下するフレイルとなるリスクが高まります。フレイルは、そのまま放置すると、要介護状態となる可能性があります。低栄養は、フレイルとなる要因の一つでもあります。早期に栄養面での介入を行うことにより、健康な状態に戻る可能性が高まります。

表5 高齢期の食育等に関するデータ

	R2	R5	R7
朝食を毎日摂る人の割合	99.0%	94.0%	98.0%
主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂っている人の割合	41.6%	28.0%	28.0%
食育を実践する人の割合	75.0%	44.0%	47.0%
低栄養傾向の後期高齢者の割合 (BMI20 以下)	18.3%	20.3%	-

3 各食育推進関係部署における現状と課題

(1) 保育所等、幼児に関わる機関の現状と課題

<現 状>

保育所・幼稚園等では市管理栄養士や食育サポーター等の指導のもと食育教室が開催されています。地元食材の調理等を通じて子どもたちに「食」に対する理解と関心を深めてもらうことを目的としており、年間開催数、参加人数ともに年々増加しています。

このうち保育所では、「食」への関心・興味を高めるために、野菜作りや芋ほりを行っています。収穫した野菜を園での給食や調理体験に使用し、収穫の喜びや嫌いなものでも食べようとする意欲の向上に繋がっています。

また、給食時に講師を招き、正しい箸の持ち方や食事マナーの指導を行ったり、キッズ料理教室などを通し、家庭での食育実践を促す活動を行ったりしています。

子育て支援センターにおける食育教室は、離乳食指導を中心に行っており、市民健康センターでの離乳食講習を基に、実際の乳児の月齢に合わせた調理や試食を交えての食育教室は、家庭での取り組みを促す機会となっています。

さらに、いろいろな栄養を体に取り入れるためには出すこと（排便）も大切であると考え、便育教室を開催し、排便の大切さや良い便を出すための食材などを伝えたりもしています。

児童館では、親子サークル、クッキング教室やイベントにおいて、管理栄養士、食育サポーターと一緒に、食の大切さ、栄養バランス、自分たちでも作れるメニュー、食事のマナー、みんなで食事を摂る楽しさなどを広く伝えています。

また、農園体験教室では、野菜作りを親子で一から学び、植えつけから収穫までを体験します。大切に育てた野菜をみんなで食べる喜びを知ることによって食に対する意識の醸成に繋がっています。

<課 題>

箸の持ち方や食事マナーなどは、家庭と連携して取り組むべき課題ですが、家庭ごとの認識の違いがあり、各家庭の状況に応じて配慮を行う必要があります。

また、子どもの成長段階に応じた適切な食事内容や栄養バランス、調理方法や時短メニューなどについての知識が不足している保護者もいることから、食育教室を通じて、幼児・保護者の食に対する関心を高めるとともに、料理は楽しい、みんなで食べると楽しいということを伝える機会を増やしていく必要があります。

(2) 学校給食の現状と課題について

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を児童・生徒等に提供することにより、子どもの健康維持・健やかな成長を目的としています。また、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、身近な教材として給食の献立を活用するように努めています。

①地場産物活用の推進について

地場産食材を学校給食に積極的に活用し、食に関する指導の教材として用いることにより、次のような効果が期待されます。

- (ア) 児童・生徒がより身近に地域の自然・食文化・産業等についての理解を深めることができる。
- (イ) 地場産食材の生産・流通等に携わる人々の努力をより身近に理解することができる。
- (ウ) 地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいただくことができる。
- (エ) 顔が見え、話ができる生産者等から、新鮮で安全な食材を入手することができる。
- (オ) 生産者等の学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。

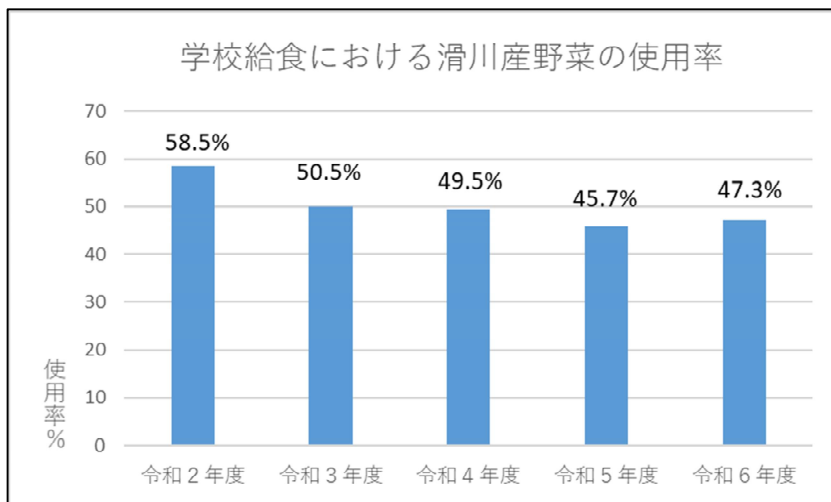
<現 状>

学校給食共同調理場では、滑川市農業公社の地産地消を進めるコーディネーターと綿密に連携を図りながら、市内の農家や農業生産法人、滑川ひかる市運営協議会の会員などの協力のもと、学校給食における滑川産野菜の活用促進に努めてきました。特に令和元年度からはJ Aアルプスの大型野菜保冷庫を活用して、夏休み期間など野菜の長期保存に取り組んでいます。関係各位の協力の結果、学校給食における滑川産野菜の使用率は、令和6年度は47.3%となっており、依然として県内では、トップクラスの使用率を維持しています。

<課 題>

学校給食においては、今後とも滑川産野菜の使用に努めていくこととしていますが近年では、猛暑・大雨等の天候不順が原因で、野菜の生産量に変動がみられます。関係機関が一丸となって安定的な供給に向けた体制づくりに取り組む必要があります。

また、地場産の魚については、全国的に有名なホタルイカを引き続き学校給食に活用します。



※滑川産野菜には果物を含め、重量比で算出

②残食率について

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を通して、望ましい食習慣の形成を促す役割があります。献立作成にあたっては、魅力あるおいしい給食となるよう、常に食品の組み合わせや調理法等の改善を図るとともに、児童・生徒の嗜好の偏りをなくするように配慮しています。

<現 状>

地場産食材を多く使用して給食に対する関心を高めたり、栄養教諭による食育指導や担任等による日々の給食指導を積み重ねたりし、残食率の改善に取り組んできました。しかしながら小学校における残食率は、令和2年度は0.8%でしたが、令和6年度は2.2%となっています。また中学校では、令和2年度は0.5%でしたが、令和6年度は0.8%となっています。

<課 題>

これまでの食育に関する様々な活動により、今後も引き続き地場産食材を活用するなど様々な取り組みを推進し、残食率が低下するよう努めていくことが重要です。

③食物アレルギー対応食について

学校給食は必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童・生徒が「食の大切さ」「食の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っており、食物アレルギーを持つ児童・生徒が他の児童・生徒と同じように給食を楽しめることが重要です。

<現 状>

学校給食共同調理場では、平成24年度からアレルギー対応給食の提供を開始し、アレルギーを含まない食材、除去食、代替食と順次拡大してきました。

また、アレルギーを使用しない「みんなで食べることができる給食」を実施し、各学期に1回、食物アレルギーを持つ児童・生徒でも楽しくおいしく安全に食べられる給食を提供しています。

<課 題>

対象とするアレルゲンを順次拡大してきましたが、対象者の急激な増加やアレルギー対応食が年々複雑化している一方で、調理スペースや調理時間に制限があることなどから対象アレルゲンをこれ以上増加させることは難しくなっています。

学校給食における食物アレルギーの対応状況

	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
児童・生徒数	2,437人	2,410人	2,390人	2,370人
食物アレルギーを有する児童・生徒数	77人	82人	108人	110人
食物アレルギーを有する割合	3.16%	3.40%	4.52%	4.64%
食物アレルギー食対応給食実施人数	70人	60人	76人	78人
対象アレルゲン	除去食 代替食 ・卵類 ・ナッツ類 ・牛乳・乳製品 ・甲殻類 その他可能な限り実施	除去食 代替食 ・卵類 ・ナッツ類 ・牛乳・乳製品 ・甲殻類 その他可能な限り実施	除去食 代替食 ・卵類 ・ナッツ類 ・牛乳・乳製品 ・甲殻類 その他可能な限り実施	除去食 代替食 ・卵類 ・ナッツ類 ・牛乳乳製品 ・甲殻類 その他可能な限り実施
アナフィラキシーの既往がある児童・生徒数	9人	8人	11人	8人

④ 朝食の摂取状況について

「早寝・早起き・朝ごはん」は、基本的な生活リズムの第一歩であり、毎日元気に学校生活を送るためにも大切な生活習慣です。「早寝・早起き・朝ごはん」運動は、学校・家庭・地域が一体となって連携して取り組むことが重要です。

<現 状>

大半の児童・生徒は、朝食を摂ってきていますが、小学校で5.0%、中学校で8.0%の児童・生徒が朝食を摂ってきていません。その理由として「食べる時間がない」「食べたくない」が挙げられています。

小学校低学年には、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さや赤・黄・緑のグループのそろった朝食を摂ることの重要性について、小学校高学年や中学生には、家庭科・保健体育科と連携して主食・主菜・副菜のそろった朝ごはんを摂ることの大切さを理解し、考えて食べることが実践できるよう指導をしています。また、保護者には、給食試食会や学校保健委員会で朝食の大切さ、主食・主菜・副菜のそろった食事の重要性や簡単にできる朝食のレシピや時短方法について紹介しています。しかし、朝食が主食のみの児童・生徒が多く、主食・主菜・副菜のそろった朝食を摂ってきている児童・生徒の割合は、小学校で24.0%、中学校で34.0%と少ない状況です。

<課 題>

児童・生徒が生活リズムを見直し「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化をしていく指導を継続的に行っていく必要があります。

家庭と連携し、児童・生徒が学校で学んだことを家庭で実践できるような取組や自らの食生活を親子で振り返りながら、よりよい食生活への改善につなげる取組を行っていく必要があります。

いつもの朝食をステップアップさせる方法や、家庭で手軽に作ることができる「給食だより」掲載のレシピ等で、家庭や地域に啓発する必要があります。

(3) 社会教育（地域）における現状と課題について

<現 状>

郷土料理は、地元の食材を使った家庭料理であり、滑川の豊かな土壌で育った野菜や富山湾の新鮮な魚介類を活かした数々の郷土料理が生まれ、歴史や文化とともに受け継がれてきました。少子高齢化・核家族化が進む現代において、昔ながらの滑川の食文化を守るために、次世代へ郷土料理を伝承していくことは非常に重要であります。

地域の公民館活動では、郷土料理をテーマにした料理教室等が開催されています。今後も地域において郷土料理教室が開催され、郷土料理を学ぶ機会となり、世代間交流や地域への関心につながり、交流の場となっていくことが期待されています。

<課 題>

郷土料理の伝承のため、各小学校PTAや各町内の児童クラブとも連携し、地域における親子で参加する郷土料理教室の開催を拡大していくことが重要です。

(4) 農業関係（地産地消等）の取り組みの現状と課題について

<現 状>

滑川市内の朝市・直売所等では、生産者が新鮮な地場産野菜を販売しています。市では、これら朝市・直売所等を「滑川市地産地消推進の店・団体」として認定し、その活動を後押ししています。

また、学校給食への滑川産野菜等の食材の供給を支援することにより、生産力の向上を図っています。

農業体験については、子どもと地域住民と一緒に農作業を体験する講座や、地場産野菜を使った調理を体験する講座を実施し、地場産野菜への関心と理解を深める機会を提供しています。

<課 題>

よりいっそう地場産野菜の消費を拡大するため、市広報やホームページ等で、朝市・直売所等を周知していくことが必要となっています。

また、関係機関が一丸となって地場産野菜の安定的な供給に向けた体制づくりに取り組むとともに、生産者の高齢化が著しい状況を鑑み、後継者の育成等について、関係各課が連携して検討していく必要があります。

(5) 水産関係の取り組みの現状と課題について

<現 状>

幼児による稚アユやクロダイなどの放流体験等を通じ、魚や魚食に対する親近感の醸成に取り組んでいます。

また、市内の小学生を対象として「魚の食育講座」を実施し、魚食の普及や海洋深層水の利用拡大に努めています。

<課 題>

家庭において週に3日以上魚を食べる割合は、若年層において、半数を下回っています。

今後も、若年層やその保護者を対象にした食育講座の開催や、幼児を対象とした稚魚の放流事業を通じて、魚食への関心を高めるための普及活動を行っていく必要があります。

また、滑川漁業協同組合女性部が解散したことにより、魚を中心とした食育関係事業を担える団体が存在しなくなったことから、魚や調理に関する専門知識を持つ人材や団体の育成に取り組む必要があります。

(6) 健康づくりにおける取り組みの現状と課題について

<現 状>

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が必要です。

これまでも、特定保健指導や糖尿病重症化予防、運動実践教室をはじめ、家庭における食生活改善の実践方法についての相談会及び食生活改善推進員による伝達講習会などを実施してきました。令和6年度からは、適切な食事行動へ繋げることを目的として滑川健康づくり協力店事業を開始するなど、食環境の整備に努めてきました。

しかしながら、市の特定健康診査の結果におけるメタボリックシンドローム該当者割合は横ばい、Ⅱ度高血圧者（血圧160/100mmHg以上）割合は上昇しています。

<課 題>

生活習慣病の発症や重症化予防対策において、食生活・身体活動・運動の改善に関する情報提供や行動変容につながるような支援が必要です。

食物繊維及びカリウムは野菜からの摂取寄与が高く、循環器疾患の死亡率の低下が認められていることから、野菜や果物の摂取量を増加させる取り組みは重要です。

また、塩分の過剰摂取対策も生活習慣病予防において重要であり、減塩に取り組む必要があります。

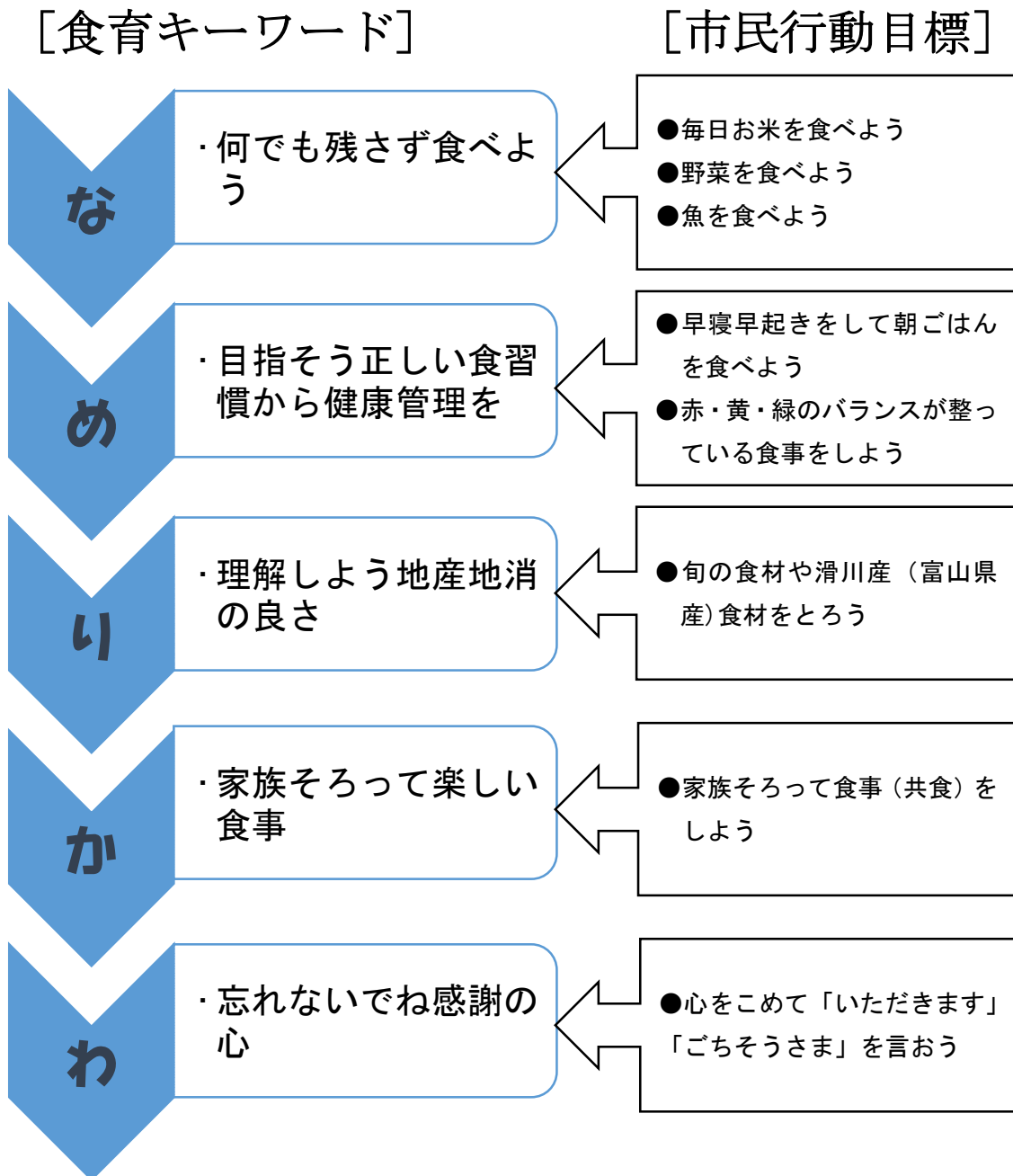
今後は、壮年期層への食からの健康増進事業の展開について、職域保健との連携を強化していくことも必要です。

また、乳幼児期からの基本的な生活習慣は、壮年期を健康に過ごし元気な高齢期を迎えるための土台となることから、各ライフステージの特性に応じた啓発活動が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方と方向性

1 食育キーワード「なめりかわ」と市民行動目標

第4次計画でも引き続き、市民一人ひとりの食育実践がより拡大し定着することを目標に食育キーワードと市民行動目標とします。



2 滑川市生涯いきいき食育推進計画体系図

食育キーワードは **なめりかわ**

基本理念

《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進

- ①生涯にわたる健全な食生活の実現
- ②自然の恩恵や人々の活動に対する感謝の念の醸成
- ③地域の特性に応じた食育推進活動の実施
- ④子どもたちに対する食への積極的な取り組み
- ⑤食に対する様々な体験活動の実践
- ⑥日本の食文化や地域性を生かした食生活への配慮と地産地消の推進
- ⑦食の安全性に関する情報提供

市民：協働

★市民行動目標（めざす食育）★

な	め	り	か	わ
何でも残さず 食べよう	目指そう 正しい食習慣から 健康管理を	理解しよう 地産地消の良さ	家族そろって 楽しい食事	忘れないでね 感謝の心
★毎日お米を食べよう ★野菜を食べよう ★魚を食べよう	★早寝早起きをして 朝ごはんを食べよう ★赤・黄・緑のバラ ンスが整っている食事 をしよう	★旬の食材や滑川産 (富山県産) 食材を とろう	★家族そろって食事 (共食) をしよう	★心をこめて 「いただきます」 「ごちそうさま」 を言おう

地産地消

行政：市民の活動を支援

3つの推進目標

- ①元気な子どもの育成 ②健康で長生きできる人生 ③地域の活性化

基本方針〈7つの施策〉

- ①家庭における食育の推進
- ②保育所・幼稚園・学校等における食育の推進
- ③地域・職域等における食育の推進
- ④生産者と消費者との交流の促進
- ⑤地産地消の推進
- ⑥食文化の継承のための支援
- ⑦食育の推進に関する普及啓発

3 第4次計画における推進目標

(1) 元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはんと食習慣の充実）

健康で楽しく暮らしていくためには、子どもの段階から正しい食習慣を形成していくことが重要です。アンケートでは、朝食欠食率は低い水準を維持していますが、朝食内容については、バランス（主食・主菜・副菜）のとれた食事を摂っている割合は低い水準で推移しています。

引き続き、個々に必要な食事量の周知、家庭への朝食欠食予防へ呼びかけ強化やSNS等による適切な情報発信に取り組みます。

また、朝食内容の充実を図るため、簡単に作ることができる朝食レシピの提供等を家庭や地域へ向けて行っていきます。

(2) 健康で長生きできる人生（食生活改善からの健康寿命延伸）

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防は重要な課題となります。特に生活習慣病のリスクが高くなるメタボリックシンドロームの予防については、最重要項目として取り組む必要があります。そのために、食生活・身体活動・運動の改善に関する対策を推進していく必要があります。

これまで本市では、特定保健指導や糖尿病予防教室、運動教室をはじめ食生活の改善につながるような指導を実施してきました。その効果もあり、メタボリックシンドローム該当者（国民健康保険加入者）は横ばいにあります。

今後は、特に壮年層の健康意識を上げるために、就労層への取り組みを強化します。また、市民一人ひとりの生活習慣の改善が何よりも大切なことでありライフステージに応じて自分や家族に見合った食事量を知ることに加えて、減塩習慣を身につける取り組みや野菜摂取を促進するための料理教室やイベントを積極的に展開し、栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう支援していきます。

(3) 地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）

滑川市では、学校給食への滑川産野菜などの食材の供給を支援することにより、生産力の向上を図っています。地域においては、市内の朝市・直売所等をSNS等を利用し発信することで、年々朝市の利用者は増加傾向にあります。今後は、地元産食材の認知度を更に高めるため、利用の更なる拡大を図るために市広報やホームページ等の媒体を活用し、周知に努めます。

また、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、受け継がれていた食文化や伝統が継承されていない現状を踏まえ、優れた伝統的食文化が後世に継承されるよう取り組みます。

さらに、生産者をはじめとした多くの関係者により食が支えられていることを理解していく中で、感謝の念を深め、食品ロスの削減等、環境にも配慮した活動についても取り組んでいきます。

4 基本的施策と具体的な取り組み

重点課題を推進するにあたり、滑川市食育推進条例における基本的施策の7つの項目に沿って、食育の推進内容を定め、その目的や担当部署を明確にし各ライフステージの食育が切れ目なく推進できるよう取り組んでいきます。

(1) 家庭における食育の推進

健康寿命の延伸の観点から家庭における日々の食生活を見直すとともに、生涯にわたり生活習慣病の発症・重症化予防に努め、食文化を継承していくことがこれまで以上に重要になっています。

これらのことを踏まえて、家庭において食育実践に関する意識がさらに高まるよう取り組みます。

食育推進内容	事業目的	事業内容・現状（令和6年度）	令和12年度目標	担当課	ライフステージ
バランスのとれた朝食摂取	給食だよりを通じて「早寝・早起き・朝ごはん」を積極的に推進	学校給食だより11回 試食会 3回	継続	教育総務課	幼児期 ～思春期
個々に応じた食生活支援	乳幼児健診や相談事業の場を利用し、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実	クックパッドメニュー（生活習慣病予防食含め）の提案 183品	300品以上	市民健康センター	妊娠期 ～高齢期
		栄養教諭による食物アレルギー等相談41人	継続	教育総務課	幼児期 ～思春期
		離乳食講習会 4回 20人 便育講座 1回 16人 はみがき教室 1回 18人	継続	子育て支援センター	妊娠期 ～幼児期
		乳幼児健診等個別相談 36回469人 すこやか子育て相談会 24回133人 妊娠届時・妊婦精密検査申請事栄養相談208人	継続	市民健康センター	
家庭の味や食文化の伝承と共食の増加	乳幼児健診や試食会等を通じて家族や仲間と楽しく食事をとる大切さを啓発	保育所給食だより 12回 学校給食だより11回 試食会 3回	継続	子育て応援課 教育総務課	乳児期 ～学童期

(2) 保育所・幼稚園・学校等における食育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食を取り巻く課題が増えています。学校や保育所等での集団生活の中で、食について多くの仲間とともに学ぶことは、心身の成長や人格形成に大きな影響を与え、生涯にわたって健全な食生活を実践する基礎になります。また、子どもへの食育は家庭全体への波及効果をもたらすことが期待できることから、家庭や地域と連携を深めつつ、十分な食育活動がなされるよう、取り組みます。

食育推進内容	事業目的	事業内容・現状（令和6年度）	令和12年度 目標	担当課	ライフ ステージ
食育指導の充実・均一化の促進	食育の学びの機会の充実・体制整備	放課後子ども教室 29回169人	継続	子育て応援課	乳幼児期 ～学齢期
		食育にこここ教室等 29回853人	継続	市民健康センター	
栄養教諭による食に関する指導の充実	栄養教諭による食育指導が計画的に実施されるよう調整	食育指導 授業時間 68時間 給食時間 119回	継続	教育総務課	乳幼児期 ～学齢期
体験型食育活動の充実	調理体験を通じて食への興味関心を深め、必要な栄養を選択できる力を養う	親子で学ぶ食育講座 3日	継続	教育総務課	
		キッズ料理教室 20回 264人 食育クラブ 2回 46人	継続	市民健康センター	
		親子サークル 14回 10組 食育イベント 9回 624人 農園体験 9回 137人 クッキング教室 9回（内親子2回）196人	継続	児童館	
		放課後子ども教室 29回169人	継続	子育て応援課	
		植物探検（さつま芋） 年2回 33人 アユのつかみどり体験 年1回 30人	継続	生涯学習・スポーツ課	
		地産地消推進事業 19回 延べ296人	継続	農林課	

（3）地域・職域等における食育の推進

生涯にわたって、心身共に健康で生き生きと暮らしていくためには、それぞれのライフステージに対応しつつ、一貫性・継続性のある食育を推進することが求められます。

そのためには、地域の関係者の協力を得ながら、社会全体で健康づくりや食育を推進することが必要です。広く食育についての情報を周知し、関係機関、団体の協力を得ながら連携した取り組みを行います。

食育推進内容	事業目的	事業内容・現状（令和6年度）	令和12年度 目標	担当課	ライフ ステージ
健康寿命延伸につながる食育の推進	市内企業を対象とした食育講座や成人の健診事後指導の場を利用し、健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実	食育むし歯予防教室 8回 313人 働き世代への食育講座 2回 28人	継続	市民健康センター	幼児期
		健康づくり協力店事業イベント 1回 160人 食生活改善推進員による伝達講習会 17回 222人 地区食育講座 6回222人	拡充 継続		壮年期～ 高齢期
		地区公民館事業：男性の料理教室 年1回 7人	継続	生涯学習・スポーツ課	
		安全・安心に食材を栽培、活用するために情報提供の実施	野菜づくり講習 1回 24人	継続	農林課
青年期における食育の推進	自らの食生活改善等に取り組んでいけるよう、効果的な情報提供を実施	高校生の食育講座 1回 14人	拡充 高校と共同で事業の実施	市民健康センター	青年期

(4) 生産者と消費者との交流の促進

生産者と消費者の交流を促進し、両者の信頼関係の構築を支援するとともに消費者が生産者への感謝や理解を深められるよう取り組みます。また、市として各種生産団体の事業を積極的に支援します。

食育推進内容	事業目的	事業内容・現状（令和6年度）	令和12年度目標	担当課	ライフステージ
地場産品活用や体験活動の推進	地元食材に対する理解と利用の促進 安全な食品を選択できる知識普及	農業者等研修支援事業 3回54人 体験農園の開設 31件	継続	農林課	幼児期 ～高齢期
		生産者との交流会給食会 4回 ふるさと米作り事業、環境にやさしい米づくりのごはん提供 自然栽培米 年6回 有機米 年3回 アルギット米 年2回	継続	教育総務課	
		地区公民館事業（料理教室） 1回 11人 地区公民館事業（視察ツアー） 1回 33人 地区公民館稲作体験 2回 105人 地区公民館農業体験 2回 59人 中央公民館蜂蜜の話 1回 11人	継続	生涯学習・スポーツ課	
		稚アユの放流体験 1回 26人 クロダイ放流体験 1回 51人 ニジマス釣りとはづかみ大会 1回 244人 新) 令和7年度以降スタート 魚の食育講座	継続	水産観光課	
直売所・インショップへの支援	地場産品の消費促進への支援	地産地消推の店認定事業	継続	農林課	幼児期 ～高齢期
地場産品活用の推進		市内で生産されている特産物及び加工品等を積極的に取り扱う店・団体を認定 滑川そばまつりの開催 来場者数 約2,200人	継続	農林課	

(5) 地産地消の推進

市内で生産された安全かつ安心な農産物が学校給食に利用されるよう促進します。また、市民にも積極的に消費されるよう、農産物の生産力向上と流通・販売促進に取り組みます。

食育推進内容	事業目的	事業内容・現状（令和6年度）	令和12年度目標	担当課	ライフステージ
給食での地元食材の利用促進	地場産品の学校給食への使用拡大	給食滑川産野菜使用率47.3%	65%	教育総務課	幼児期 ～思春期
		都市農村交流活性化支援事業農業者等研修支援 農業公社によるキラリ農場ひかる塾の開催 農業公社による農業体験学習の実施 学校給食にキャベツ等を0.7トン提供	継続	農林課	
学校給食野菜栽培推進事業の促進	学校給食における地場産品使用率の維持・向上	元気ふれあい学校給食づくり事業	維持	農林課	

(6) 食文化の継承のための支援

地域の特色ある伝統的な食文化の伝承を推進し、これらの食文化が継承されるよう関係機関・団体と連携して推進します。

食育推進内容	事業目的	事業内容・現状（令和6年度）	令和12年度目標	担当課	ライフステージ
食品ロスに関する理解の促進	食品廃棄の減少につながる調理方法の普及	食生活改善推進員研修会 12回 264人 食品ロス削減事業 1回 12人	継続	市民健康センター	幼児期 ～高齢期
郷土食や伝統食材の理解、継承	地元食材を積極的に取り入れるとともに、地域の伝統的な食文化を継承	博物館協力事業 「富山県郷土食調査事業」として、郷土食に関する聞き取り調査を実施 地区公民館事業 ・そば打ち 1回13人 ・味噌づくり 2回 33人 ・餅つき集会 3回563人	継続	生涯学習・スポーツ課	
郷土について理解を深めるため、郷土食、行事食の提供		学校給食 4回 保育所給食 3回	継続	教育総務課 子育て応援課	

(7) 食育の推進に関する普及啓発

効果的な食育推進を図るため、関係者相互の意見交換等により、ネットワークを強化するとともに、市民自らの食育実践につながるよう情報提供や発信をおこない、食育の普及啓発に努めます。特に朝食内容の充実を図るため簡単な時短朝食レシピ等を提供します。

食育推進内容	事業目的	事業内容・現状（令和6年度）	令和12年度目標	担当課	ライフステージ
ネットワークの強化	食育関係者の意見交換によりネットワークを強化し、食育実践につながるよう情報提供や発信を通じ食育の普及啓発を図る	滑川市食育推進会議の運営	継続	市民健康センター	妊娠期 ～高齢期
食育実践につながる情報発信		キラリンピックの食育揭示板 年11回発行・配布、HP掲載 給食の献立における食材の産地紹介 説明放送、小中学校で給食時毎日放送	継続	教育総務課	幼児期 ～思春期
		地場産野菜等の購買情報発信 市公式SNSにひかる市について掲載 市広報（食育コーナー） 市ホームページ（食育） クックパッド発信 64万回閲覧 インスタグラムによる情報発信 フォロワー 230人 生活習慣病予防啓発ポスター掲示 22か所（飲食店等）	継続 拡充	農林課 市民健康センター	妊娠期 ～高齢期

5 食の安全・安心

食の安全・安心は、私たちの食生活を支える最も重要な要素の一つです。

滑川市生涯いきいき食育推進計画においては、国や県と連携を図りつつ、以下のような考え方で、食の安全・安心に関わる取り組みを進めます。

◆食品の安全性や食に関する情報提供

消費者が食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深め、食を自らの判断で正しく選択するために必要な食に関する幅広い情報を提供します。

◆食に関する体験活動等の開催

食に関する理解を深め、不安を軽減することを目的に、市民が生産から消費に至るまでの食に関する体験活動に参加する機会を提供します。

◆地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係の構築と、「顔が見える」地場製品の消費を進めることで、食の安心につながるよう、地産地消を推進します。

6 重点的に取り組む事業

特に朝食における「バランス食である主食・主菜・副菜（汁物）のそろった食事を摂る者」の増加や、食からの健康づくりに関心が薄い者にむけた食環境整備持続可能な食を支える食育の推進（地産地消）に重点的に取り組みます。

◆時短朝食レシピの提供

多くの市民が主体的、効果的に食育を実践できるようSNSを有効活用し食育を推進することは重要です。特に朝食内容の充実を図るため、クックパッドやインスタグラムを通じてメニューや食育イベントの周知を行うことに加え「時短朝食レシピ」の提供を行います。

◆食育を進める環境づくり

健康寿命の延伸には、個人の行動と健康状態の改善に加えて、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることが重要です。自ら健康づくりに積極的に取り組む者だけではなく、健康に関心の薄い者を含む、幅広いものに対してアプローチを行うことが重要となります。そのために、本人が無理なく自然に健康的な行動をとることができるような食環境整備を行うことが求められています。

健康な食事の参考となる「スマートミール」認定店の増加や、十分な野菜摂取や適塩料理の提供や減塩食品を取り扱う「滑川市健康づくり協力店事業」の拡大を進めていきます。

◆地産地消の推進

健全な食生活を送るためには、基盤として農林水産業が持続可能であることが不可欠です。しかし、近年は気候変動に伴う異常気象の増加、燃料・資源価格の高騰や農林水産業を支える者の高齢化など、持続可能な産業形態が脅かされる事態となっています。

持続可能な食環境作りのためには、農林水産業に関する理解が大切です。そのため、市内で生産される特産物及びその加工品等を積極的に取り扱う市内の小売店・団体を「なめりかわ地産地消推進の店・団体」として認定し、滑川産のおいしさを市内外へ周知します。また、稚魚の放流事業を通じて、魚食への関心を高める普及活動やイベント活動への支援を行っていきます。

7 施策を推進するための指標

施策を推進していくにあたり、成果や達成度を指標により把握できるよう目標値を設定します。現状値は、現在把握している直近実績値とし、令和12年度の目標値は、本市の実情に合わせて設定しています。

(1) 元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはんと食習慣の充実）

具体的な目標値	現状値 (直近実績値)	目標値 (R12年度)
主食・主菜・副菜(汁物)のそろったバランスのとれた食事内容の実践		
乳幼児期	36%	50%以上
学齢期	24%	
思春期	22%	
家庭における魚(加工品以外)の摂食回数(3日以上/週)		
小学生	33%	40%以上
中学生	30%	
家族全員で夕食を摂る割合		
小学生	50%	50%以上
中学生	45%	

(2) 健康で長生きできる人生（食生活改善からの健康寿命延伸）

具体的な目標値	現状値 (直近実績値)	目標値 (R12年度)
メタボリックシンドロームの該当者割合の減少(国保特定健診結果)		
男性	34%	32%
女性	14.4%	13%
Ⅱ度高血圧者割合の減少(国保特定健診結果)		
壮年期～高齢期Ⅱ度 (160～179mmHg/100～109mmHg)の割合	8.8%	5%
家庭で食育実践する人の増加		
青年期	47%	60%以上
壮年期	57%	60%以上
高齢期	90%	100%に近づける

(3) 地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）

具体的な目標値	現状値 (直近実績値)	目標値 (R12年度)
家庭における地産地消の推進		
ひかる市の利用者数の増加	5,796人 (R6年度)	6,500人
食品ロス削減事業及び郷土料理普及推進による地域交流の強化		
食品ロス削減事業及び郷土料理普及啓発事業の開催	47回 (食品ロス削減5回)	50回 (食品ロス削減10回)
学校給食地場産食材使用率の維持向上		
滑川産野菜使用率(重量ベース)	47.3%	65%

8 食育推進関係者の役割

食育を効果的に推進していく上で、市民、関係者及び行政の役割はとても重要になります。それぞれの役割を示し、食育を推進していきます。

(1) 市民の役割

食育の主役は、市民です。子どもから高齢者まで、健康な人も疾病を持つ人も障がいのある人も、すべての市民が食に対する関心を深め、市民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた食育活動を実践することが大切です。

また、地域・家庭においては、食卓づくりを女性だけに任せるのではなく、男性や子どもたちが積極的に参加し、「自分で食材を選び調理できる能力」「家族が食卓を囲んだ楽しい食事」「主食・主菜・副菜の揃った食事の普及」「食べ残しや廃棄の減少」「いただきます、ごちそうさまのあいさつによる食事への感謝」「食事マナーの習得」などの食育活動に積極的に取り組み、体の健康だけでなく心の健康や社会性の発達も促すことが求められます。

(2) 地域の役割

児童クラブ・町内会・食生活改善推進協議会やなめりかわ食育サポーターの会等のボランティア団体・関係団体等が、学校・行政と連携し、食を通じた交流を図ることで心身ともに健康で豊かな地域づくりにつながるよう様々な機会を通じた食育の普及啓発に努めます。

(3) 保育所・幼稚園・学校等の役割

保育所、幼稚園、学校等の関係者は、生涯の食習慣の基礎をつくる重要な時期を支えるため、家庭、地域、行政、給食関係者、農産物等の生産者、流通・加工業者など多くの関係者と連携し、さまざまな機会をとらえ、食育を総合的に推進する必要があります。

食育を通じた精神や社会性の発達にも考慮し、望ましい食習慣、食に関する知識の習得、給食や体験活動を通じ、食への興味や理解の促進を図ることで、子どもをはじめ地域・家庭への食育効果が期待されます。

(4) 農業・漁業者等の役割

農業・漁業者及び関係団体は、地産地消の実現のため、地元の食材を活かした料理や旬の素材が家庭や学校などに積極的に取り入れられるよう、関係団体と連携し推進することが期待されます。

また、農業・漁業体験活動を通じ、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性を広く市民に周知することで地域に根ざした食育の推進も期待されます。

(5) 食品関連事業者等の役割

市民の食生活に一番身近な関係者でもある食品の製造、加工、流通、販売及び食事の提供を行う事業者及び関係団体は、市民が食品購入や外食などの機会における、食の安全性に関する情報の提供、生産者と消費者の距離を近づける努力、ヘルシーメニューの提供など、食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育推進に関する施策や活動に協力することが期待されます。

(6) 行政の役割

「滑川市生涯いきいき食育推進計画」に基づき、食育を市民運動として推進するために必要な施策を展開するとともに、円滑な施策の推進を図るため、食育担当課を中心に庁内及び関係機関と連携を図り、食生活や健康づくりの基本である家庭をはじめ、教育関係者、農業・漁業者、食品関連事業者、関係機関・団体、企業などにおける自主的な取り組みを支援します。

また、目標の達成状況を含め、その進捗状況を適切に把握し、広く市民にも明らかにするように努めます。

第4章 計画の推進方法

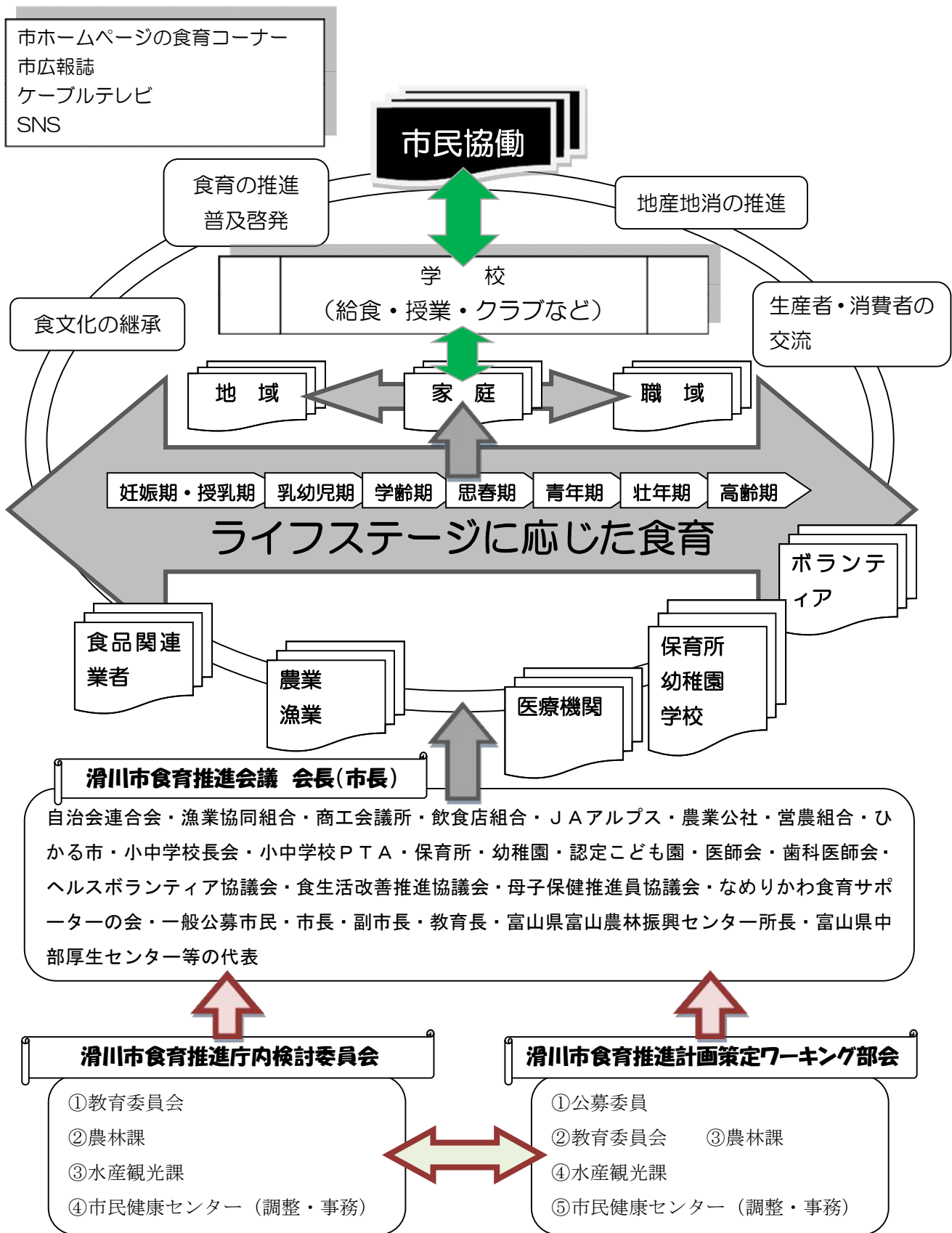
・計画の進行管理・評価

計画の進捗状況の評価は、食育の目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設けた「数値目標」を用いて行います。食育は保健、農業・漁業、保育、学校教育、社会教育、民間事業者など、さまざまな分野が連携して取り組む必要があります。

庁内関係各課と関係団体が協働で、それぞれの役割を認識し、ネットワーク化を図るため、市民の代表を含む食育推進会議及び、庁内組織である食育推進庁内検討委員会及び、食育推進計画策定ワーキング部会を開催します。

食育に対する意識を高めるため滑川市は富山県と同様に11月を「食育月間」とします。また、国が設定した6月の「食育月間」及び、毎月19日の「食育の日」を「共食の日」としても位置づけ、合わせて普及啓発に取り組み、食育を総合的に進めていきます。

滑川市食育推進計画のネットワーク化による食育普及啓発概要図



資 料 編

目次

(資料1) 滑川市食育推進条例	・・・資1
(資料2) 滑川市食育推進会議委員名簿	・・・資6
滑川市食育推進庁内検討委員会名簿	・・・資7
滑川市食育推進計画策定ワーキング部会名簿	・・・資8
(資料3) 計画の策定経過	・・・資9

資料1 滑川市食育推進条例

平成 23 年 3 月 31 日条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 食育推進計画(第 7 条)

第 3 章 基本的施策(第 8 条—第 14 条)

第 4 章 推進体制(第 15 条—第 22 条)

附則

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加、地域の伝統的な食文化の衰退、食の安全性への不安など様々な問題が生じている。

「食」は生きる根源であり、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置付け、特に、子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培うための食習慣づくりに極めて大切であるとされている。

しかしながら、現代の子どもたちの食生活は、朝食の欠食や米を中心とした日本型食事の崩れ、簡便な食事をとる傾向が強まるなど多くの課題がある。

また、食習慣は、子どもたち自身の健康はもとより、親となり子どもを育てる立場になった場合にも、世代を超えて大きく関係するといわれている。

これらの実態を踏まえ、幼児期における食育活動に重点をおき、子どもたちへの食育の啓蒙普及を図ることにより、家庭における正しい食習慣へつなげ、広く市民に普及されるよう食育事業の推進を図ることが重要である。

このため、家庭、保育所、幼稚園、学校、職域、地域など「食」に関わるすべての関係者や団体が連携し、相互理解を深めながら、市民運動として展開していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）に基づき、本市における食育の推進に関する基本理念や施策の基本的事項を定め、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、将来にわたり健康でいきいきとした市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を培い、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 食 安全安心な食生活や食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄に至るまでの広範な事象をいう。
- (3) 地産地消 地元で生産された農林水産物を地元で消費することをいう。
- (4) 事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 教育関係者等(教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びにそれらの職務に関する関係機関及び関係団体をいう。)
 - イ 農林漁業者(農林漁業者並びに農林漁業に関する関係機関及び関係団体をいう。)
 - ウ 食品関連事業者等(食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。)

(基本理念)

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進及び豊かな人間形成に資するよう、行わなければならない。

- 2 食育の推進に当たっては、市民の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。
- 3 食育を推進するための活動は、市民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に応じたものとしなければならない。
- 4 食育は、家庭において食育が重要な役割を担っていることを認識するとともに、保育所、幼稚園、学校等においても、積極的に子どもに対する食育推進のための活動に取り組むこととなるよう、行わなければならない。
- 5 食育は、市民があらゆる機会や場所を利用して、食料の生産から消費に至るまでの食について様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践するよう、行わなければならない。
- 6 食育は、日本の伝統的な食文化や地域の特性を生かした食生活に配慮するとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図りながら、地産地消を推進し、地域の活性化に資するよう、推進しなければならない。
- 7 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供が、食に関する知識及び理解を深め、市民の適切な食生活の実践に資することを旨として、行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、国や県との連携を図りつつ、これを計画的に実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民に対し食育の推進に関する施策の普及啓発を図り、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、食育の推進に当たっては、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を理解し、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域その他あらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、自主的かつ積極的に事業活動を通じた食の安全安心及び食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について協力するよう努めるものとする。

第2章 食育推進計画

(食育推進計画)

第7条 第15条に定める滑川市食育推進会議は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第18条に基づき、食育推進計画を定めるものとする。

2 食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本方針
- (2) 食育の目標に関する事項
- (3) 市民等が行う自発的な食育推進活動等の促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第8条 市は、子どもたちが自ら体験できる料理教室や食を楽しむ機会を提供するなど、子どもたちが食育に対する関心や理解を深め、その発信源となり、家庭においても親子で実践できるよう必要な施策を講ずるものとする。また、妊産婦や乳幼児の発達段階に応じた栄養指導など適切な栄養に関する知識の普及、情報の提供等により正しい食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、壮年期や高齢期の人たちが健康で長生きできるよう、年齢に応じた栄養指導、生活習慣病を予防するための料理教室などを通じ、家庭において正しい食習慣が実践されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、病後の人やその家族に対して、再発や二次障害を予防するため、病態に応じた食生活が家庭で行えるよう支援するものとする。

(保育所、幼稚園、学校等における食育の推進)

第9条 市は、保育所、幼稚園、学校等における効果的な食育の推進を図るため、食育に関する指導体制や指導内容を充実させ、学校給食等においてその活用がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。また、教育の一環として、食料の生産から消費に至るまでの様々な体験活動を積極的に行う施策を講ずるものとする。

2 市は、小学校及び中学校の各教科で食育を学べるよう支援するものとする。

(地域、職域等における食育の推進)

第10条 市は、地域や職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の知識を有するボランティアの養成及び育成を行い、関係機関等との連携による食育の普及や啓発活動の推進がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第 11 条 市は、生産者と消費者との交流の促進により、両者の信頼関係が構築するよう支援し、消費者が生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、調和のとれた食料の生産や消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 12 条 市は、市内で生産された安心かつ安全な農林水産物が学校給食に利用されるよう推進するとともに、市民にも積極的に消費されるよう農林水産物の生産力向上を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第 13 条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第 14 条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見交換等により、食育の普及啓発に努めるものとする。

第 4 章 推進体制

(推進会議)

第 15 条 市は、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、滑川市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 16 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の食育推進計画を策定し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、関連する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 17 条 推進会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

(会長)

第 18 条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第 19 条 委員は、学識経験を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 20 条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 21 条 推進会議の庶務は、市民健康センターにおいて処理する。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料2 滑川市食育推進会議委員名簿（令和7年度）

	組 織	所属・役職	氏 名
1	関係機関・団体	滑川市自治会連合会副会長 (保健衛生担当代表)	浦田 信一
2		滑川漁業協同組合参事	水橋 玉緒
3		滑川商工会議所専務理事	杉田 隆之
4		滑川市飲食店組合代表	松村 清彦
5		J Aアルプス経済部生活総合課長	細川 由美
6		滑川市農業公社事務局長	廣田 孝二
7		滑川市営農組合連絡協議会長	上坂 清治
8		滑川ひかる市運営協議会長	岡本 清信
9		J Aアルプス女性部滑川地区部長	吉森 厚子
10	医療機関	滑川市医師会代表	車谷 亮
11		滑川市歯科医師会長	山崎 隆志
12	教育（保育） 関係	滑川市小学校長会長	村杉 一也
13		滑川市中学校長会長	宮島 和生
14		滑川市小中学校P T A連合会長	松倉 康裕
15		滑川市幼稚園代表（希望幼稚園長）	橋本 徳倫
16		滑川市保育士会長	林 真知子
17	ボランティア 団体	滑川市ヘルスボランティア協議会長	山澤 真知子
18		滑川市食生活改善推進協議会長	山岸 玲子
19		滑川市母子保健推進員協議会長	金谷 潤子
20		滑川食育サポーターの会会長	辻尾 立子
21	一般公募	公募委員	松井 貴子
22		公募委員	中川 芽衣子
23	市役所	市長（滑川市食育推進会議会長）	水野 達夫
24		副市長	柿沢 昌宏
25		教育長	上田 良美
26	参与	富山県富山農林振興センター所長	桶谷 祐二
27		富山県中部厚生センター所長	櫻田 惣太郎

滑川市食育推進庁内検討委員会名簿（令和7年度）

	組 織	所属・役職	氏 名
1	市役所関係	健康福祉部長	石川 美香
2		医療保健課長	牧田 優子
3		水産観光課長	永田 光司
4		農林課長	北野 正
5	教育委員会関係	教育総務課長	山谷 大有
6		学校給食共同調理場長	地崎 紀子
7		学校給食共同調理場栄養教諭	浜谷 美智代
8		生涯学習・スポーツ課主幹	黒田 聡彦
9		子育て応援課長	林 昌枝
10	事務局	市民健康センター所長	川口 健太郎
11		市民健康センター主査	渡辺 さや香
12		市民健康センター管理栄養士	島端 奈々子

滑川市食育推進計画策定ワーキング部会名簿（令和7年度）

	組 織	所属・役職	氏 名
1	公募市民	公募委員	松井 貴子
2		公募委員	中川 芽衣子
3	市役所関係	農林課主事	小林 花
4		水産観光課主事	川 允彦
5	教育委員会 関係	生涯学習・スポーツ課係長	荒田 雄一郎
6		学校給食共同調理場長	地崎 紀子
7		児童館長	菅沼 久乃
8		子育て支援センター所長	石坂 明美
9		子育て応援課係長	神田 敦子 (R7.4~R7.9)
		子育て応援課課長補佐	亀澤 千晴 (R7.10~)
10	事務局	市民健康センター所長	川口 健太郎
11		市民健康センター主査	渡辺 さや香
12		市民健康センター管理栄養士	島端 奈々子
13		市民健康センター栄養士	鍛冶田 晴美

資料3 計画の策定経過

	会合名	内容
令和7年6月	アンケート集計結果	各ライフステージへ「食育に関するアンケートを実施・集計・結果をまとめる
6月28日	第1回庁内食育検討委員会	庁内食育関係部署の事業把握、アンケート結果から見える課題を協議
8月27日	第1回ワーキング部会	庁内食育事業担当者間で課題に向けた今後の取り組みと方向性・事業案を検討
9月1日	第2回庁内食育検討委員会	第3次計画評価からの課題とその対策検討 第4次計画に向けての取り組み、方向性と骨子（案）の協議
9月16日	第1回滑川市食育推進会議	第3次計画評価からの課題とその対策検討 第4次計画に向けての取り組み、方向性と骨子（案）の協議
11月26日	第2回ワーキング部会	第4次計画の素案について協議 素案、計画指標の協議
12月4日	第3回庁内食育検討委員会	第4次計画の素案について協議 素案、計画指標の協議
12月23日	第2回食育推進会議	素案、計画指標の協議
令和8年1月	パブリックコメント実施	滑川市ホームページへ掲載 市役所、市民健康センター、各地区公民館
4月	第4次滑川市生涯いきいき食育推進計画の公表	第4次滑川市生涯いきいき食育推進計画の公表

第4次滑川市生涯いきいき食育推進計画

(令和8年4月)

作成・発行

滑川市食育推進会議

事務局

滑川市 健康福祉部 医療保健課

滑川市民健康センター

〒936-0056 富山県滑川市田中新町 127 番地

TEL (076) 475-8011